

報告事項 2 (意見聴取)

令和3年2月定例府議会提出予定の議案について

令和3年2月定例府議会に提出予定の、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和3年2月15日

○予算案

- 1 令和3年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 令和2年度大阪府一般会計補正予算（国補正対応）の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件
- 2 大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の件
- 3 特定事業契約変更の件（大阪府立高等学校空調設備更新事業）

○条例案

- 1 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例制定の件
- 2 大阪府立国際会議場条例等一部改正の件
- 3 大阪府立漕艇センター条例一部改正の件
- 4 大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件
- 5 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 6 大阪府立学校条例一部改正の件

<参考>

○今後の予定

- 2月16日以降 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定
に基づく知事からの意見聴取
- 2月24日 意見聴取に対する回答期限
- 2月25日 2月定例府議会本会議開会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和3年度 教育庁予算(案)の主な事業

一般会計	令和3年度当初予算額 (財務部長内示額)	542,059百万円
	令和2年度当初予算額	538,060百万円
	前年比 R3当初/R2当初	100.7%

教育振興基本計画項目	主な事業	予算額(千円)	説明資料
【基本方針1】市町村とともに小・中学校の教育力を充実します	・小学生新学力テスト事業費	298,347	主要事業1
	・中学生学びチャレンジ事業費	323,550	
【基本方針2】公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます	・府立学校スマートスクール推進事業費	拡充	2,587,769 主要事業2
	・英語教育推進事業費		12,927
	・グローバルリーダーズハイスクール支援事業費		26,872
	・実業教育充実事業費	拡充	316,852
	・就学支援金関連事業費		41,046,029
	・府立高等学校再編整備事業費	一部新	254,077
	・府立高等学校キャリア教育体制整備事業費		1,842
【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	・大阪市立高等学校一元化関連事業費	新規	361,114 主要事業3
	・知的障がい支援学校新校整備事業費		69,715
	・市町村医療的ケア等実施体制サポート事業費		63,034
	・医療的ケア通学支援事業費		533,947
	・知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費		37,216
【基本方針4】子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます	・障がいのある生徒の高校生活支援事業費		110,668
	・高等学校通級指導実施費		1,190
	・教育庁ハートフルオフィス推進事業費	拡充	26,510
	・いじめ虐待等対応支援体制構築事業費 <コロナ対応>		256,736
	・課題を抱える生徒フォローアップ事業費 <コロナ対応>		27,444
	・スクールカウンセラー配置事業費 <コロナ対応>	拡充	430,953 主要事業4
	・スクールソーシャルワーカー配置事業費 <コロナ対応>		74,653
【基本方針5】子どもたちの健やかな体をはぐくみます	・教育総合相談事業費		24,676
	・SNS活用相談体制調査研究事業費		26,088
	・小中学校における日本語指導推進事業費 <コロナ対応>		19,428
	・競技力向上対策事業費補助金		18,255
【基本方針6】教員の力とやる気を高めます	・学校給食実施費		794,544
	・教職員採用選考費		21,096
【基本方針7】学校の組織力の向上と開かれた学校づくりをすすめます	・教職員資質向上方策推進事業費		49,881
	・校長マネジメントの強化(学校経営推進事業費・校長マネジメント推進事業費)		224,715
	・府立学校教育ICT化推進事業費		968,832
【基本方針8】安全で安心な学びの場をつくります	・部活動指導員配置事業費	拡充	67,286
	・府立学校老朽化対策費		178,636
	・学習環境改善事業費(府立高校トイレ改修)		2,876,643
	・府立学校施設・設備改修費		944,845
	・府立学校施設設備緊急改修事業費(ブロック塀対策等)		1,284,663
	・府立学校施設長寿命化整備事業費	拡充	3,074,531
	・府立学校体育館空調設備整備費		1,648,716
	・高等学校教育環境改善事業費		851,016
【基本方針9】地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します	・スクールサポートスタッフ・学習支援員配置事業費 <コロナ対応>	新規	453,079 主要事業5
	・教育コミュニティづくり推進事業費		57,958
【基本方針10】私立学校の振興を図ります	・家庭教育力向上事業費		2,113
	・私立高等学校等振興助成費		38,458,082
	・私立高等学校等生徒授業料支援補助金(事務費等除く)		15,016,522
	・私立中学校等障害児支援実証事業員補助金		99,190
	・私立幼稚園振興助成費	拡充	10,063,038
	・施設型給付費等負担金		9,662,922
	・子育て支援施設等利用給付費負担金		4,059,228
	・大阪府育英会助成費		599,390
	・私立専門学校授業料等減免事業費	拡充	4,736,157

私立学校に関する事業であるため意見聴取の対象外

小学生新学力テスト事業費 ～すくすくテスト事業費～

【事業目的】

府内児童一人ひとりがすべての教育活動の基盤となる言語能力、読解力、目標に向かって頑張る力等、生涯にわたる学力を着実につける。

【当初予算額】 298,347 千円
317,480 千円（債務負担行為）

【事業内容】

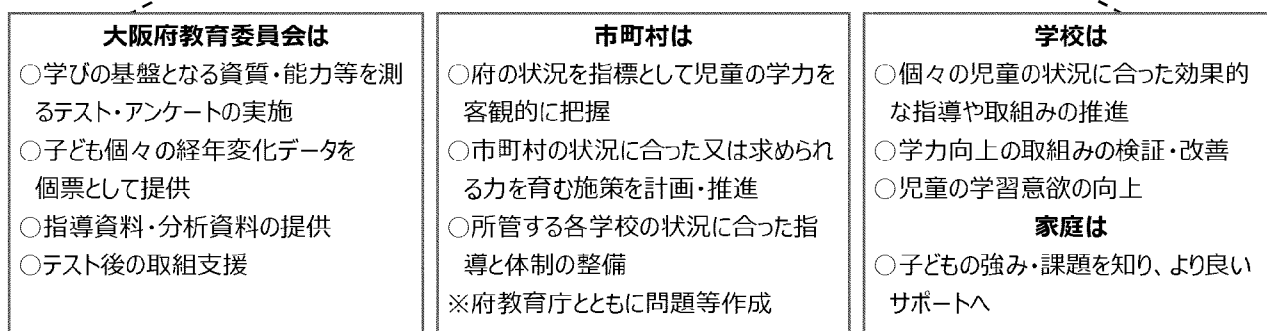
（1）対象

- 府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程及び支援学校小学部並びに府立支援学校小学部 5・6年生の児童 約 142,000 人

（2）内容

- 小学校 5 年生、6 年生の学力テスト（R3 年 5 月に実施）
（国語、算数、理科）※6 年生は、全国学力・学習状況調査も活用
・大阪の児童の課題をふまえ、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う。
（教科横断型）
・SDG s 等今日的な課題や日常場面を題材に、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、答えがひとつではない問に対して判断の根拠や理由を明確にして考えを表現したりする力を問う。
- 児童及び教員のアンケート
・児童に、目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、学習状況、学級や授業等に関する意識等を問う。
・教員に、授業や指導、学級づくりの取組み、学校や学級の様子を問う。
- 詳細な分析結果の提供等で指導に役立てる
・子ども個々の経年変化データを個票として提供。
・各校へは児童の結果の分析と、学校の取組みとの相関等のデータを提供。
・テスト問題の解説や指導例等の提供によるテスト後の取組みの充実。

大阪の子どもの生涯にわたる学力の向上



府立学校スマートスクール推進事業費<<拡充>>

【事業目的】

ICT を活用した新時代の教育を実現するため、児童生徒 1 人 1 台の端末を整備するとともに、取り巻く ICT 環境の整備と教員や児童生徒への支援等の充実を図る。

【当初予算額】 2,587,769 千円

【事業内容】

(1) スマートスクール推進事業費 (187,138 千円)

- ①ネットワーク機器・無線アクセスポイントの保守費
- ②モデル校の運用に係る経費 など

(2) 1 人 1 台端末整備事業費 (1,446,610 千円)

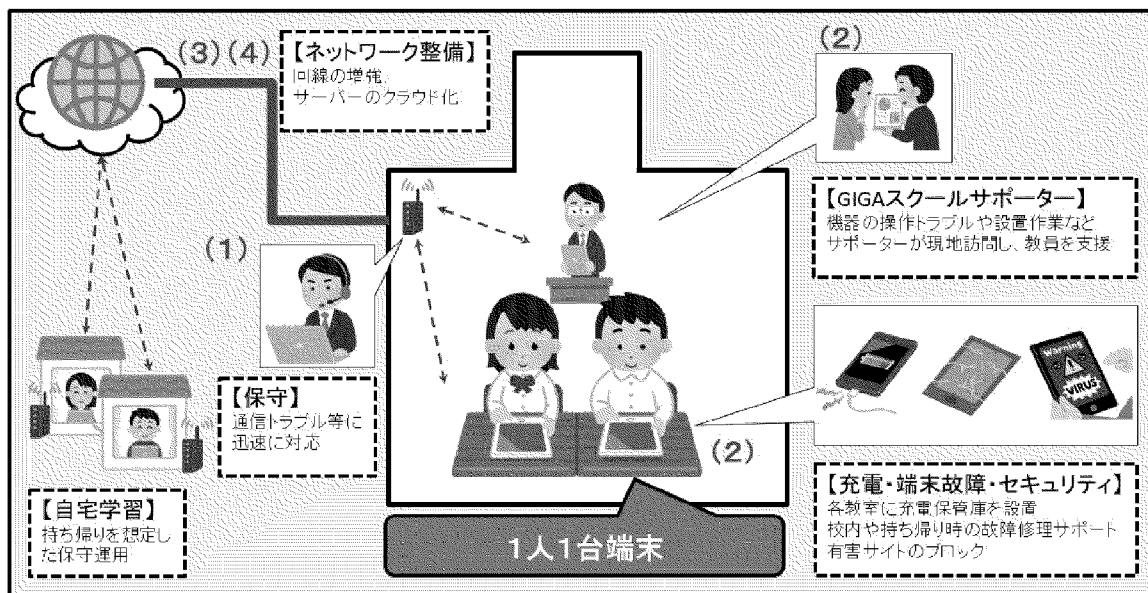
1 人 1 台端末 (全生徒分) 整備費、保守運用費、GIGA スクールサポーターの配置、授業目的の公衆送信に係る補償金など

(3) 学校情報ネットワーク事業費 (614,085 千円)

生徒が校内でインターネットを利用するためのネットワークを運用するための経費。

(4) 学校情報ネットワーククラウド化事業費 (339,936 千円)

1 人 1 台端末の整備に伴い、上記ネットワークの回線の増強、サーバーのクラウド化に要する経費。



大阪市立高等学校一元化関連事業費

事業目的

令和4年4月に大阪市立の高等学校等24校を大阪府に移管するための準備経費。

※現在の市立の高等学校21校に、令和4年4月開校の桜和高等学校及び中高一貫校である水都国際中学校、咲くやこの花中学校を含めた全24校

令和3年度当初予算額

361,114千円

主な事業(予算)の内容

(1) ICT環境の整備 245,461千円

教職員の校務処理や生徒の学習で使用するICT機器のネットワーク環境構築(サーバ関係機器・回線整備など)等に要する経費

(2) 入学者選抜の実施、校名変更に伴う施設等の整備 31,756千円

中学校及び高等学校の入試問題等作成、校名変更に伴う校名板、校旗、体育館緞帳等の整備に要する経費

(3) 生徒の健康管理・中学校給食の実施 12,634千円

生徒の健康診断実施、中学校における学校給食実施に要する経費

(4) 新工業系高等学校の整備 17,437千円

市教委において再編整備の対象校とした市立工業高校3校について、新たに整備する学校の整備理念や教育内容等を検討し、基本構想を策定する経費

(5) 教職員の移管等 28,608千円

府において任用する教職員の採用や給与決定等に要する経費

(6) 授業料等の徴収事務 7,921千円

入学検定料及び学校納付金等の歳入関係事務に要する経費

(7) 移管準備室の開設 17,297千円

府立学校として開校するための準備事務を担う準備室の運営に要する経費

【参考】府に移管される大阪市立の高等学校等(24校)

普通科系	桜宮高等学校	工業系	都島工業高等学校
	東高等学校		泉尾工業高等学校
	大阪市立高等学校		東淀工業高等学校
	汎愛高等学校		生野工業高等学校
	南高等学校		工芸高等学校
	西高等学校		中高一貫
	扇町総合高等学校	水都国際中学校・高等学校	
	桜和高等学校	昼夜間単位制	中央高等学校
商業系	大阪ビジネスフロンティア高等学校	夜間定時制	都島第二工業高等学校
	淀商業高等学校		第二工芸高等学校
	鶴見商業高等学校		
	住吉商業高等学校		

※大阪市立高等学校は、府移管にあわせ、大阪府立いちりつ高等学校に校名変更を行う。

スクールカウンセラー配置事業費<<拡充>>

【事業目的】

スクールカウンセラー（臨床心理士等）を全公立中学校に配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。

加えて、コロナ禍により、府内小学校において一層増加、深刻化する児童・保護者からの相談や教職員からの支援要請に対応するため、スクールカウンセラーが小学校での活動に専念できる時間を確保し、小学校における専門家と協働した教育相談体制の構築をめざす。

【当初予算額】 430,953 千円（一般財源 287,366 千円）

※うち拡充分 89,178 千円（一般財源 59,452 千円）

【事業内容】

- ① 政令市を除く府内すべての中学校へのスクールカウンセラーの配置
 ・スクールカウンセラー報酬等 341,775 千円

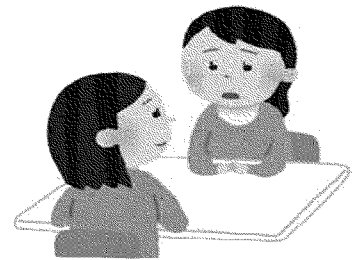
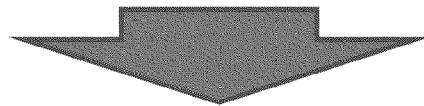
拡充

②政令市を除く府内すべての小学校における児童・保護者への心理的ケアの充実

- 児童・保護者からの、コロナ禍におけるいじめ、不登校、友人関係等の不安や悩みに対する相談活動
- 児童生徒・保護者の相談に関する教職員への心理面からのアドバイス

・スクールカウンセラー報酬
 @5,200 円 × 15,567 時間 = 80,949 千円
※個別面談・教員への助言に 1 件あたり 1 時間が必要

・交通費・共済費・研修旅費等 8,229 千円



【拡充によって期待される効果】

- コロナ禍への不安に対する児童や保護者への心理的ケアの充実
- コロナの影響による小学校での生徒指導上の課題の改善や深刻化の防止
- 小学校からの丁寧な心理的ケアにより、コロナ禍に起因する中学校入学後の不適應の未然防止

スクールサポートスタッフ及び学習支援員配置事業費<<新規>>

【事業目的】

府立学校において、新型コロナウイルス感染症対策の消毒作業や臨時休業等による学習の遅れを取り戻すためにスクールサポートスタッフ・学習支援員を配置することで、児童生徒一人ひとりにあったきめ細かな対応を実現し学校教育活動の継続を図る。

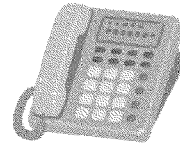
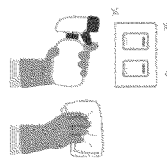
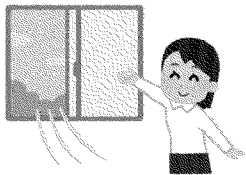
また、スクールサポートスタッフを配置する市町村に対し、その経費の一部を補助する。

【当初予算額】 453,079 千円（一般財源：313,065 千円）

【事業内容】

○スクールサポートスタッフ

校内の清掃・消毒作業等の感染症対策を行うためにスクールサポートスタッフを府立支援学校に配置する。また、感染症対策や採点補助入力等の教員の業務補助のためにスクールサポートスタッフを配置する市町村に対し、その経費の一部を補助する。

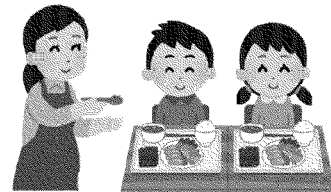
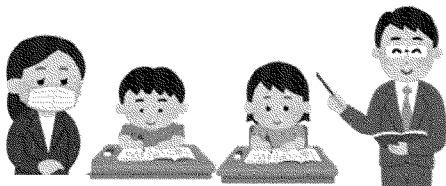


感染症対策
清掃・換気、消毒作業等

教員の業務補助
採点補助・入力、来客・電話対応等

○学習支援員

授業中の個別指導・放課後の補習等の児童生徒への学習サポートや重症化リスクの高い児童生徒への直接的な支援・介助等を行うために学習支援員を配置する。



児童生徒への学習サポート
授業中の個別指導・放課後の補習、教員教材作成補助等

直接的な支援・介助
給食摂食、トイレ介助等

令和3年度 事業概要（教育庁）

（一般会計）

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘 要
	千円	
<①市町村とともに小・中学校の教育力を充実します>		
小学生 新学力テスト事業費	298,347 — (320)	府内児童一人ひとりがすべての教育活動の基盤となる言語能力、読解力、目標に向かって頑張る力等、生涯にわたる学力を着実につけるため、公立小学校5・6年生を対象とした学力テスト・アンケートを実施する。 【2ページ主要事業1 参照】
中学生学び チャレンジ事業費	323,550 — (338,208)	生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着実な理解と教育活動（指導・評価）の改善・充実を図るとともに、府内における調査書の評定の公平性を担保することを目的として、公立中学生を対象とした学力調査を実施する。
スクール・エンパワーメント 推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	416 — (440)	府内69小学校・55中学校を事業対象校（学校図書館の効果的な活用校を含む）に指定し、子どもたちに「学びに向かう力」を育み、「確かな学力」の定着を図る。
習熟度別 指導推進事業費 (一部再掲)	(教職員定数で計上)	府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあわせて、習熟度別指導を行う。 ○小学校（3年生以上）—国語・算数・理科・外国語 ○中学校—国語・数学・理科・外国語
学力向上基盤づくり 調査研究事業費	3,000 — (3,000)	効果的な補充学習・家庭学習について調査研究し、その成果を普及することで学力向上の基盤づくりを行う。
学校図書館活性化 調査研究事業費	1,000 — (1,700)	本に親しむ活動や学校図書館を活用した授業等を行うことを通じて言語能力を育成し、子どもたちの学力を向上させるための調査研究を行う。

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
社会参画力育成指導実践 研究推進事業費 《 新 規 》	千円 1,000 — (0)	地域の具体的な課題の解決に取り組んだり、社会を構成する自立した主体となるために必要な知識について理解を深め、社会的な課題について探求したりするなど、実社会における課題の解決に取り組む実践研究を行う。
<②公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます>		
府立学校スマート スクール推進事業費	2,587,769 — (804,685)	ICTを活用した教育を実現するため、児童生徒1人1台の端末を整備するとともに、教員・児童生徒への支援等の充実を図る。 ○スマートスクール推進事業 ○生徒1人1台端末整備事業 ○学校情報ネットワーク事業 ○学校情報ネットワーククラウド化事業 【3ページ主要事業2 参照】
英語教育推進事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用)	12,927 — (17,761)	府立高校の生徒すべてが英語の4技能をバランスよく身に付け、主体的、自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度が向上することをめざし、すべての英語教員の指導力向上のための研修や、生徒の目標に応じた支援等を行う。
外国語指導員等による 語学指導充実費	497,796 — (481,223)	外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高校生を育成するため、府立高等学校への英語指導等を行う外国人英語指導員の配置及び語学学校等に勤務する外国人英語講師の派遣を行う。 ○外国人英語指導員の配置〔NET〕 79名 ○外国人英語講師の派遣〔T-NET〕 52校
グローバルリーダーズ ハイスクール支援事業費	26,872 — (29,220)	グローバルリーダーズハイスクールにおいて、知識を基盤とするこれからのグローバル社会をリードする人材を育成するとともに、地域の拠点校として、周辺校における人材育成を支援する。また、各校が実施する特色ある取組みを支援することに加え、外部有識者による評価を行う。
実業教育充実事業費	316,852 — (15,100)	将来の大阪の産業を担う技術者として農業高校や工科高校の生徒を育成するために、老朽化により精度が低下した設備や安全性の確保が困難な設備の更新や、企業等との連携による技術・技能研修を実施する。
長期入院生徒 学習支援事業費	6,652 — (6,562)	病気・ケガなどによる入院のために長期間登校できないが、就学の意思を強く持ち学習意欲がある生徒の学習を支援する。

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
就学支援金関連事業費	千円 41,046,029 — (41,398,300)	<p>○高校生就学支援金事業費 府内の高校に在籍する年収が概ね910万円未満世帯の生徒の授業料に充てるため就学支援金を支給する。また、本事業の補完として、府立高校で留年により修業年限までに卒業できなかった就学支援金対象者のうち、所定の要件を満たし12か月以内に卒業の見込みがあると校長が認めるものに対し授業料を免除する。</p> <p>○高校生奨学給付金事業費 高校生を扶養する府内在住の非課税世帯の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。</p> <p>○特別支援教育就学奨励扶助費 特別支援学校高等部に在籍する生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、ICT機器購入費等の就学奨励費を支給する。</p>
広報強化推進事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用)	15,443 — (15,443)	「進学フェア」を開催し、中学3年生やその保護者に府立学校の魅力をアピールするとともに、令和4年度入学選抜制度について説明を行う。
府立高等学校再編整備事業費 《一部新規》	254,077 — (278,253)	<p>府立高等学校の再編整備を推進する。</p> <p>○工科高校の改編 工科高校のさらなる魅力づくり、PBL(※)の導入等による教育内容の充実、大学や企業等との連携の深化等に向けた取組み、実習時の安全性確保のため工科高校の老朽化した施設・設備の継続的・計画的な更新を行う。また、大阪の産業基盤を支える人材を育成する観点から、工科高校への理解を深め、ものづくりへの興味を高めることを目的に新たな魅力を伝える取組みを行う。 (※PBL…課題解決型学習。自ら設定した課題又は与えられた課題を解決していく過程で様々な能力を育成する学習)</p> <p>○多部制単位制・通信制の改編 多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部の大阪わかば高校及び桃谷高校(通信制課程)の教育環境を整備する。</p> <p>○閉校関連業務 閉校に伴う記念事業や薬品等の処分を行う。</p> <p>○エンパワメントスクールの運営 生徒支援を充実するためのSSW等の専門人材の配置、「学び直し」「わかる授業」を徹底するためのタブレット端末の配備等を行う。</p> <p>○国際関係学科の改編 国際関係学科3科を国際文化科・グローバル科の2科に改編し、豊かな国際感覚と優れた外国語運用能力を身に付け、国際的に活躍できる人材を育成する取組みをさらに発展・深化させる。</p>
能勢高等学校再編整備事業費	7,379 — (7,379)	府立豊中高校本校・能勢分校間の効果的な連携を図るため、ネット教室の運用を行う。
府立高等学校キャリア教育体制整備事業費	1,842 — (2,277)	進路決定に向けて支援を必要とする生徒の増加に対応するため、高校3年間のロードマップの作成等を通じて支援内容の充実を図るとともに、モデル校において、就職した卒業生の職場定着に向けた支援、状況分析を行うことでキャリア教育のさらなる充実を図る。

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
社会人等活用推進費	千円 130,325 — (133,230)	地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。 ○学校支援社会人等指導者の活用（高等学校、支援学校） ○特別非常勤講師の活用（高等学校）
大阪市立高等学校一元化関連事業費 《新規》	361,114 — (0)	大阪市立の高等学校等を大阪府へ（令和4年4月）移管するにあたり、ネットワーク環境整備などの開校準備を行う。 【4ページ主要事業3 参照】
<③障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します>		
知的障がい支援学校 新校整備事業費	69,715 — (15,656)	府立支援学校における知的障がい児童生徒の増加に対応するため、閉校した府立高校等を活用し、新たな知的障がい支援学校の整備等を行う。
府立支援学校 通学バス運行事業費	2,878,614 — (2,715,843)	府立支援学校の児童生徒の通学手段等確保のためバスを運行する。 ○通学バス333台
市町村医療的ケア等 実施体制サポート事業費	63,034 — (20,979)	医療的ケアの必要な児童生徒をはじめとする、障がいのある児童生徒が、地域の学校へ安心して就学・通学することができるために、府がハード・ソフトの両面からサポートすることにより、各市町村における支援教育体制づくりを促進し、より一層「インクルーシブ教育システム構築」を推進する。
医療的ケア実施体制 構築事業費	2,288 — (6,217)	府立支援学校において、看護師・教員が安全安心に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応できるよう、校内実施体制の充実を図る。
医療的ケア通学支援事業費	533,947 — (567,369)	府立学校において、医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障を図る。 ○府立学校20校180人程度
福祉・医療関係 人材活用事業費	7,445 — (7,445)	府立支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。
支援教育地域支援 整備事業費	86,680 — (84,780)	府立支援学校のリーディングスタッフ（府立支援学校教員）が十分に活動できるように非常勤講師を配置する。 また、各市町村における支援教育推進の核となる中学校のリーディング・ティーチャー等の専門性向上や、成果をとりまとめた「ハンドブック」の作成・活用を通じて「ともに学び、育つ」学校づくり及び市町村の支援教育力向上を図る。

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
知的障がいのある生徒の 教育環境整備事業費	千円 37,216 — (38,693)	知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実するため、府立高等学校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。 ○自立支援推進校 9校 （園芸、柴島、阿武野、西成、松原、枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚） ○共生推進校 10校 （枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田、北摂つばさ、信太、緑風冠、金剛、東住吉、今宮） ※非常勤講師、学習サポーターを活用
特別支援教育指導費	21,722 — (21,687)	府立支援学校における教育内容・環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のための宿泊学校行事への看護師の随伴〈宿泊学校行事看護師付添費〉 ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対する就学指導〈特別支援学校就学指導充実費〉 ○支援学校内において医療的ケアを教員が適切に実施するための法定研修
外国語講師 派遣事業費	9,297 — (9,787)	府立支援学校に外国人英語講師を派遣し、言語や文化に対する理解を深めるとともに、他者を尊重することや、他者への配慮をしながら外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
キャリア教育支援体制 強化事業費	622 — (655)	府立支援学校モデル校2校において、さらなる就職率向上とそれに向けた授業改善、授業力向上、関係機関とのネットワーク化等の課題解決のため、入学から卒業後まで、切れ目ないキャリア教育支援体制の整備を行う。
高等学校支援教育力 充実事業費	8,672 — (8,609)	自立支援推進校等の中から支援教育サポート校に指定した4校が、障がいのある生徒の教科指導等のノウハウを当該地域の高等学校と共有・活用を図る。
障がいのある生徒の 高校生活支援事業費	110,668 — (114,116)	障がいのある生徒の個々の状況に即した学校生活や学習の支援を行うため、専門的な知識を持つ人材等を配置する。 ○エキスパート支援員（臨床心理士等）の配置 ○学習支援員・介助員の配置 ○看護師の配置
高等学校通級指導 実施費	1,190 — (1,190)	通級指導教室を府立高校4校に設置し、発達障がい等のある生徒に対し、学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を実施する。 ○設置校 柴島、松原、大手前（全）、岬
教育庁ハートフル オフィス推進事業費	26,510 — (18,135)	知的障がいのある府立高校、支援学校高等部の卒業生を教育庁ハートフルオフィス（教育センターに設置）で雇用し、約2年間の就労支援を実施し、就業へつなげる。

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
千円		
＜④子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます＞		
いじめ虐待等 対応支援体制構築事業費 《コロナ対応》	256,736 — (276,674)	学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の深刻な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止に向けた市町村の支援体制を構築する。
いじめ対策支援事業費	4,529 — (5,151)	府立学校におけるいじめ重大事態に対する迅速かつ適切な対応のための支援等を行う。
被害者救済システム 運用事業費	4,031 — (4,022)	民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施するとともに、児童生徒及び保護者の意向に即した支援を行う。
課題を抱える生徒 フォローアップ事業費 《コロナ対応》	27,444 — (35,646)	様々な課題を抱える生徒が在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の社会資源につなげることで、学校への定着を図り、中退者（高等支援学校では長期欠席者）を減少させる。
スクールカウンセラー 配置事業費 《コロナ対応》	430,953 — (341,325)	スクールカウンセラー（臨床心理士等）を全公立中学校に配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。 加えて、コロナ禍により、府内小学校において一層増加、深刻化する児童・保護者からの相談や教職員からの支援要請に対応するため、スクールカウンセラーが小学校での活動に専念できる時間を確保し、小学校における専門家と協働した教育相談体制の構築をめざす。
【5ページ主要事業4 参照】		
スクールソーシャル ワーカー配置事業費 《コロナ対応》	74,653 — (74,368)	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に各中学校区に1名配置できるよう補助を行う。 また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを府内市町村に派遣する。
教育総合相談事業費	24,676 — (25,975)	教育相談体制の充実により、いじめ、暴力行為、不登校等、生徒指導上の課題に対する早期発見・早期対応、再発防止を図る。
SNS活用相談体制 調査研究事業費	26,088 — (29,496)	いじめを含む様々な不安や悩みをもつ子どもが相談しやすい環境を整えるため、SNSを活用した相談を実施する。
OSAKA多文化共生 推進事業費	983 — (2,116)	府内の中学校に在籍する日本語指導が必要な生徒の母語・母文化に対するアイデンティティを育み、自己肯定感と学習意欲の向上を図る。また、それぞれの国の文化に触れる機会を創ることにより、多文化共生の推進を図る。

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
小中学校における 日本語指導推進事業費 《コロナ対応》	千円 19,428 — (49,800)	この間の外国人児童生徒の増加に加え、府の外国人材受入れ・共生社会づくりに向けた施策の推進及びコロナ禍による国内での転居等により今後も増加が予想される中、日本語指導が必要な児童生徒の学習環境の整備を図る。 ○日本語指導スーパーバイザーによる学校への助言・相談等の支援 ○夜間中学6校に日本語指導支援員を配置 ○府域7地区に外国人児童生徒支援員を配置
夜間中学設置促進・ 充実事業費	650 — (500)	夜間中学についての広報を充実させ、就学機会の一層の確保を図る。
日本語教育 学校支援事業費	7,344 — (7,730)	日本語指導が必要な外国籍生徒等が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行う教育サポーター等を派遣する。
道徳教育推進事業費	3,698 — (3,698)	「特別の教科 道徳」における多様で効果的な指導や評価方法の研究に取り組む。 ○小学校7校、中学校7校を実践研究校に指定 ○道徳教育推進教師連絡協議会の開催 ○道徳教育担当指導主事連絡協議会の開催
あいさつ運動推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	5,000 — (5,000)	小・中学校等において、愛さつOSAKAのロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。 また、府立学校の児童生徒が行うボランティアや地域活動等に必要物品等を支援するとともに、優秀な取組みを表彰する。
府立博物館管理運営・改修費	328,867 — (307,346)	府立の博物館の管理運営・改修を行う。 ○弥生文化博物館運営費 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘運営費 ○府立博物館施設設備改修事業費（FM事業）
文化財調査事務所運営費	13,819 — (14,075)	文化財調査事務所等の管理運営等を行う。
指定文化財等保存事業費	24,163 — (25,434)	国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○有形文化財保存修理費等補助金 ○文楽協会補助金

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
府立図書館運営費	千円 1,069,438 — (967,780)	府立の図書館の管理運営等を行う。 ○中央図書館 資料収集、国際児童文学館の運営、設備改修、指定管理委託など ○中央図書館の書庫改修工事基本計画（地下駐車場の書庫化） ○中之島図書館 資料収集、ビジネス支援室の運営指定管理委託など ○中之島図書館(非重要文化財部分)の耐震改修の実施(書庫棟の改築等) ・R3年度から工事着手 ・書庫蔵書を他の府有施設へ仮移転（R2年12月頃～R3年2月末）
社会教育施設運営費	329,788 — (85,745)	府立の社会教育施設の管理運営、設備改修等を行う。 ○少年自然の家運営費及び施設設備改修費
<⑤子どもたちの健やかな体をはぐくみます>		
スポーツ指導・体力向上支援推進費 (大阪教育ゆめ基金活用)	938 — (938)	子どもの体力向上に効果のある種目を推奨するとともに、オリンピック・パラリンピック機運を活用したイベント等の開催により、小学校の体力づくりへの取組みを推進する。 ○めっちゃWAKUWAKUスポーツ教室 （2021年7月予定） ○オリンピック等トップアスリートの市町村イベント派遣 （2021年6月～2022年3月） ○駅伝大会（2022年2月予定）
競技力向上対策事業費補助金	18,255 — (19,216)	各種競技選手の長期的・継続的な競技力の定着化を図り、スポーツのより一層の普及・振興を図る。 ○国体選手の強化事業助成等（41競技） ○一般競技の強化助成費（22競技）
学校給食実施費	794,544 — (768,708)	府立支援学校、夜間定時制高等学校及び富田林中学校に学ぶ幼児児童生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。 ○府立支援学校給食調理業務委託 箕面・八尾・和泉・吹田・富田林・茨木・佐野・泉南・豊中・北視覚 難波・摂津・交野・泉北高等・岸和田・枚方・西浦・守口・思斉 住之江・平野・生野・東住吉・東淀川・西淀川・光陽・新校2校 東大阪 の各支援学校 堺・だいせん高等・中央の各聴覚支援学校（32校） ○給食センター委託事業 交野支援四條畷校 ○デリバリー給食実施 夜間定時制高等学校（4校） ○府立富田林中学校給食調理業務委託 ○学校給食における安全性の確保 ・府立学校給食用老朽備品の更新、給食調理場の改修 ・給食調理員の検便検査

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
千円		
<⑥教員のとやる気を高めます>		
教職員研修の充実	130,032 — (138,229)	府教育センター等において、初任者研修等の法定研修やキャリアアップを支援する研修等の実施により、教職員の資質向上を図る。 総合研修 75講座 課題別研修 58講座 授業力向上研修 61講座 合計 194講座
教職員採用選考費	21,096 — (22,095)	熱意ある優れた教員を確保するため、教員採用選考テストのPR活動に力を入れるとともに、教員採用選考の一層の工夫・改善に努める。 ○説明会・広報活動の充実等 ○合格者対象セミナーの実施
教職員資質向上方策推進事業費	49,881 — (47,635)	改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施するとともに、地公法、地教法に基づき、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化を図るため、教職員の評価・育成システムを実施する。
<⑦学校の組織力の向上と開かれた学校づくりをすすめます>		
〔教職員定数〕 (一部再掲)	346,358,511 — (344,598,620)	1. 定数の状況 (人数は条例定数(対前年比)) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む) 17,552人 (▲19人) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む) 10,180人 (+104人) 市立高等学校(府費負担) 14人 (▲6人) 府立中学校 22人 (±0人) 府立高等学校 8,697人 (▲293人) 府立支援学校 5,489人 (+48人) 計 41,954人 (▲166人)
2. 学級編制基準		
小学校(義務教育学校の前期課程を含む)		
1~2年生35人、3~6年生40人 (支援学級 障がい種別ごとに8人)		
中学校(義務教育学校の後期課程を含む)		
40人(支援学級 障がい種別ごとに8人)		
高等学校 40人		
特別支援学校		
・幼稚部 6人		
・小・中学部 6人		
・高等部(本科) 8人		
・重複障がい学級 3人		
・訪問学級 3人		

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
	千円	
学校経営推進事業費	28,595 — (30,101)	学校経営を強化するため、予め指定した項目に関して、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。
校長マネジメント推進事業費	196,120 — (208,668)	学校経営計画に示された中期的目標に基づき、校長・准校長がその権限と責任において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。
教育総合相談事業費 (一部再掲)	47,965 — (50,508)	教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相談を実施する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○対面相談の実施 ○教職員の悩み相談の実施 ○カリキュラムNAV i プラザの運営 ○SNS活用相談体制調査研究(再掲)
府立学校教育ICT化推進事業費	968,832 — (967,225)	府立学校において教職員が総務事務等を行う情報基盤の継続的かつ安定的な運用を行うとともに、校務処理システムの継続的なメンテナンスを行うことで、校務の情報化・効率化を図る。
教育総合情報ネットワーク事業費	114,696 — (110,490)	府立学校における情報通信ネットワークの基盤整備を行うことにより、ICT教育の活性化や児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、インターネット等を活用した研修の実施など、教育センターにおける研修・研究機能の充実を図る。
部活動指導員配置事業費	67,286 — (53,263)	教員の時間外勤務を軽減することを目的に、部活動の指導や大会への引率を行う部活動指導員を府立学校に配置する。 また、中学校に部活動指導員を配置する市町村に対して、国の補助金事業を活用して補助を行う。
<◎安全で安心な学びの場をつくります>		
地域ぐるみの子ども主体 整備推進事業費補助金	12,490 — (13,148)	学校安全ボランティア(スクールガード)を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取組みを行う市町村を支援する。

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
府立学校老朽化対策費	千円 178,636 — (501,127)	老朽化した府立学校施設の改築・改修等を計画的に行い、良好な教育環境を提供する。 ○寝屋川高校改築基本構想策定 ○大規模改造工事等 支援学校1校 ○空調機更新実施設計 支援学校3校 など
学習環境改善事業費	2,876,643 — (2,785,121)	老朽化した高等学校の1系統のトイレの全面改修を行い、早期に学習環境の改善を図る。 ○改修工事計画 2017(H29)年度～2021(R3)年度 ○改修対象校 107校
府立学校施設・設備改修費	944,845 — (814,911)	府立学校の施設・設備の改修や補修を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベータ設置工事 ・スロープ、手すりの設置、障がい者用トイレの設置
府立学校施設設備緊急改修事業費	1,284,663 — (1,850,857)	府立学校施設設備の危険・不具合箇所のうち、生徒の安全を守る上で特に緊急度の高いものについて改修を行う。 ○ブロック塀改修 高等学校13校、支援学校7校 ○体育館床改修等 高等学校24校、支援学校15校
府立学校施設長寿命化整備事業費	3,074,531 — (1,838,897)	「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」及び「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画(令和3年3月策定予定)」により、学校施設の長寿命化(築後70年以上)を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図るため、劣化度調査の結果等を基に学校・棟単位で計画的な改修等を実施する。 ○対象校 高等学校53校、支援学校16校
府立学校体育館空気調節設備整備費	1,648,716 — (1,133,512)	府立学校の熱中症対策として、体育館に空調設備を整備し、教育環境の改善を図るとともに、暑さ指数計を体育館やグラウンドの入り口等に設置し、部活動指針と併せて活用することで、事故を未然に防ぎ、学校教育活動の安全性を確保する。 ○設置計画 2019(R1)年度～2023年度(R5) ○対象校 170校(高等学校132校、支援学校38校) ○2021(R3)年度設置校 高等学校28校 支援学校13校

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
高等学校教育環境改善事業費	千円 851,016 — (805,127)	夏季休業期間を中心に府立高等学校において行われている多様な取り組みの教育効果を高めるとともに、さらなる教育環境の改善を図るため、普通教室等に導入した空調機を更新する。 ○契約手法 一括業務委託方式 契約期間 2018（H30）～2041年度（R23）
府立学校維持管理費	4,867,011 — (5,142,865)	府立学校における維持管理運営経費 ○高等学校 132校（R2：134校） ○支援学校 44校・2分校
アスベスト対策事業費	426,083 — (275,571)	吹付アスベストが存在する府立高校について、生徒・教職員の安全を図るため、封じ込め等を施工した学校において経年劣化が進んでいることから、改めて封じ込め等を実施する。
スクールサポートスタッフ及び学習支援員配置事業費 《新規》 《コロナ対応》	453,079 — (0)	【スクールサポートスタッフ】 ○府立支援学校 重症化リスクの高い基礎疾患を持つ児童生徒への更なる衛生管理を実施するため、また、マスク着用や人との適切な距離を保つことが難しい児童生徒に対して、衛生管理に留意しつつ子どもの安全を確保するため、府立支援学校にスクールサポートスタッフ（補助員）を配置する。 ○市町村（小・中学校） 校内の清掃・消毒作業等の感染症対策や教員の業務補助のために、公立小・中学校において、スクールサポートスタッフを配置する市町村（政令市を除く）への補助を行う。 【学習支援員】 ○府立学校 臨時休業により遅れた学習を取り戻すため、府立高等学校（中高一貫校含む）にTT（team-teaching）指導や補習等の実施、オンライン授業や家庭学習の教材作成補助などを行う学習支援員を配置する。また、府立支援学校に3密対策に伴う児童・生徒へ直接携わる業務（給食摂食・更衣・移動に伴う介助など）を支援する学習支援員を配置する。 【6ページ主要事業5 参照】

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
千円		
<⑨地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します>		
教育コミュニティづくり 推進事業費	57,958 — (61,063)	地域社会が一体となった教育コミュニティの取組みを一層進めるため、地域の実情に応じて市町村が行う学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組み（学校支援活動・おおさか元気広場・家庭教育支援）を支援する。
家庭教育力向上事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用)	2,113 — (2,000)	<p>子どもの「未来に向かう力（非認知能力）」(※)の育成に向け、福祉部や健康医療部等の関係部局と連携し、乳幼児期における家庭教育力の向上を図る。</p> <p>(※)「目標に向かってがんばる力」、「気持ちをコントロールする力」、「人と関わる力」といった社会情動的能力等</p> <p>○市町村委託事業（2市町村） 令和元年度に府が作成した啓発資料や養成人材等を活用して、多様な保護者が子どもの未来に向かう力（非認知能力）の大切さを学び、意識を高めることができる取組みを実施する。</p> <p>○府推進事業 委託市町村での取組事例を基に、保護者への効果的な支援方法をまとめた手引書を作成するとともに、支援人材対象研修等の開催により、府内市町村での実施促進を図る。</p>
<⑩私立学校の振興を図ります>		
私立高等学校等振興助成 費	36,458,062 — (35,710,232)	私立高等学校等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図るため経常費助成を行う。
私立高等学校等生徒 授業料支援補助金	15,037,195 — (14,174,973)	<p>私立高等学校（通信制含む）及び私立専修学校高等課程に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図り、進路選択時に自由な学校選択の機会を提供するため、中間所得層までを対象に授業料支援補助を行う。</p> <p>【一人当たりの補助単価】 ○授業料支援補助金（府） 〔全日制〕（2019（H31）年度以降の入学生） ・標準授業料 60万円 年取区分（めやす）補助単価 590万円未満 ⇒204,000円（保護者負担 0円） 保護者負担200千円） ⇒381,200円（保護者負担100千円） 600万円未満（子ども3人以上世帯） ⇒481,200円（保護者負担0千円） 910万円未満（子ども2人世帯） ⇒181,200円（保護者負担300千円） 910万円未満（子ども3人以上世帯） ⇒381,200円（保護者負担100千円）</p>
私立中学校等修学支援 実証事業費補助金	99,190 — (127,609)	<p>年取400万円未満の世帯に属する私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて、実態把握のための調査を行う。</p> <p>○交付年額 100,000円 対象者数 948人（見込み）</p>
私立学校に関する事項であるため意見聴取の対象外		

事業名	R3財務部長内示額 R3知事復活要求額 (R2当初予算額)	摘要
私立幼稚園振興助成費	千円 10,063,038 — (10,685,563)	教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立幼稚園の健全な発展に資するため、経常費助成を行うとともに、特別支援教育事業などに対し助成を行う。 【一人当たりの補助単価】※単価は仮単価 ○経常費助成（学校法人立） 一般助成 191,612円（R2） 189,049円） 3歳児特別助成 13,500円（R2） 13,500円） ○教育研究費助成（非学校法人立） 一般助成 57,400円（R2） 56,700円） 3歳児特別助成 4,000円（R2） 4,000円） ○私立幼稚園特別支援教育助成 総額 988,624千円 ○私立幼稚園預り保育助成事業 総額 553,150千円 ○キンダーカウンセラー事業助成 127園 40,500千円 【7ページ主要事業6 参照】
施設型給付費等負担金	9,862,922 — (10,211,830)	子ども・子育て支援新制度に規定する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特定施設型給付費の支給に要する費用を負担する。
私立学校に関する事項であるため意見聴取の対象外		
子育て支援施設等利用給付費負担金	4,059,228 — (4,153,298)	令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に係る費用のうち、私学助成園の保育料等の給付に要する費用、及び幼稚園で実費徴収されている食事の提供に要する費用の一部を負担する。 ○子育て支援施設等利用給付費負担金 3,924,883千円 ○実費徴収に係る補足給付事業 134,340千円
大阪府育英会助成費	599,390 — (632,611)	教育の機会均等を図るため、(公財)大阪府育英会が行う奨学金貸付事業等に対し助成を行う。 ○適宜補助金 総額547,249千円
私立専門学校授業料等減免事業費	4,736,157 — (4,154,443)	真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、質の高い教育を実施する私立専門学校における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減する。 ○対象校 142校 ○対象者 住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の生徒

令和2年度一般会計補正予算（国補正対応）要求状況主要事業概要

（ 一 般 会 計 ）

事業名	R2補正予算案額 R2現計予算額 (R2補正後予算案額)	摘 要
【国経済対策】 府立学校スマートスクール 推進事業費	千円 <hr/> 5,733 0 (5,733)	1人1台端末などICTを活用した新時代の教育（国GIGAスクール構想）を実現するため、府立学校のICT環境の整備とICTを活用した事業を「スマートスクール事業」として実施するために必要なネットワークの構築・通信環境の支援を行う。 ○学校情報ネットワーククラウド化事業 各学校から一旦データセンターへ集約した上でインターネットに接続している学校情報ネットワークを学校から直接インターネットへ接続できるよう回線改修を実施。 ※府立高校・支援学校に対する端末整備等は、令和3年度当初予算に計上。
【国経済対策】 実業教育充実事業費	<hr/> 1,380,000 0 (1,380,000)	実業高校においてデジタル対応装置を整備することにより、技術革新の進展に対応できる職業人材を育成する。
【国経済対策】 府立学校感染症対策等 継続支援事業費	<hr/> 452,000 0 (452,000)	新型コロナウイルス感染症対策のために必要となる消毒液やハンドソープ、CO2モニター等の消耗品購入や校舎の消毒作業を外注する費用等の支援を行う。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件	大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・回収不能となった23万7,200円及び当該貸付金に係る遅延損害金
2	大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	大阪府立藤井寺工科高等学校において発生した生徒のいじめに関して、民事訴訟法第89条の規定により和解するため、議決を求めるもの。
3	特定事業契約変更の件(大阪府立高等学校空調設備更新事業)	大阪府立高等学校空調設備更新事業契約 (平成31年3月15日議決) 契約期間の終期 平成53年3月31日 →令和24年3月31日 契約の相手方 大阪スクールアメニティサービス株式会社

○条例案

番号	件名	概要
1	指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例制定の件	大阪府立水都国際中学校及び大阪府立水都国際高等学校について、国家戦略特別区域法に基づく指定公立国際教育学校等管理法人に管理を行わせるため、法人が行う業務、法人の指定の手続等を定める。 施行日：規則で定める日
2	大阪府立国際会議場条例等一部改正の件	大阪府立国際会議場等の利用料金について後納にすることができることとする。 施行日：令和3年4月1日 〔関係条例〕 ・大阪府立国際会議場条例 ・大阪府立体育会館条例 ・大阪府立門真スポーツセンター条例

番号	件名	概要
3	大阪府立漕艇センター条例一部改正の件	<p>1 大阪府立漕艇センターの利用料金について後納によることができることとする。</p> <p>2 大阪府立漕艇センターにおける水道等の利用に係る料金を新たに設定する。</p> <p>・水道 1艇 150円 等</p> <p>施行日：令和3年4月1日</p>
4	大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件	<p>1 大阪府立臨海スポーツセンターの利用料金について後納によることができることとする。</p> <p>2 大阪府立臨海スポーツセンターにおけるフリースペースの利用に係る料金を新たに設定する。</p> <p>・フリースペース 1日 14,500円</p> <p>施行日：令和3年4月1日</p>
5	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <p>・小学校 [改正前] 17,735人 [改正後] 17,701人</p> <p>・中学校 [改正前] 10,092人 [改正後] 10,187人</p> <p>・高等学校 [改正前] 20人 [改正後] 14人</p> <p>施行日：令和3年4月1日</p>
6	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <p>・高等学校 [改正前] 8,990人 [改正後] 8,697人</p> <p>・特別支援学校 [改正前] 5,441人 [改正後] 5,489人</p> <p>施行日：令和3年4月1日</p>

第 号議案

大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件
大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権を次のとおり放棄する。

令和3年2月25日提出

大阪府知事 吉村 洋文

番号	相手方住所	氏名	金額
1	大阪市城東区	平山 智一	97,200円及び当該貸付金に係る遅延損害金
2	門真市	坂崎 真一	140,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金

第 号議案

大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定 及び和解の件

大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定により和解する。

令和3年2月25日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

1 損害賠償の額 1,500,000円

2 和解の相手方及び内容

2-27

相手方住所	氏名	内 容
藤井寺市	徐 由貴	<ol style="list-style-type: none">大阪府は、相手方に対し、大阪府立藤井寺工科高等学校（以下「本件学校」という。）において発生した生徒のいじめに関し、本件学校が相手方の子である生徒の障害の特性に対する十分な配慮を行わなかったこと、いじめであるとの認識を持てなかったこと及び当該生徒の亡くなった直後に当該生徒が亡くなったことをいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に定める重大事態と考えなかった結果として調査の開始が遅れたことについて謝罪する。大阪府は、相手方に対し、本件学校における生徒のいじめに関する損害賠償金として、金1,500,000円の支払義務があることを認める。大阪府は、相手方に対し、2の金員を、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、大阪府の負担とする。大阪府は、本件学校において発生した生徒のいじめについて大阪府立学校いじめ防止対策審議会が「いじめ重大事態に係る調査報告書」において行った提言を真摯に受け止め、再発防止に努める。相手方は、その余の請求を放棄する。訴訟費用は、各自の負担とする。相手方と大阪府は、本件事件に関し、1から6までに定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

第 号議案

特定事業契約変更の件

平成31年3月15日議決に係る大阪府立高等学校空調設備更新事業契約の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

令和3年2月25日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

契約期間の終期 変更前 平成53年3月31日

変更後 令和24年3月31日

2-28 契約の相手方 住所 大阪市北区中之島三丁目6番16号

名称 大阪スクールアメニティサービス株式会社

大阪府条例第 号

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。以下「法」という。)第十二条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人(以下「指定管理法人」という。)の指定の手続その他指定管理法人が行う大阪府立学校の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理法人による管理の対象)

第二条 大阪府立学校のうち、指定管理法人に管理を行わせることができるもの(以下「対象学校」という。)は、大阪府立水都国際中学校(以下「対象中学校」という。)及び大阪府立水都国際高等学校(以下「対象高等学校」という。)とする。

(指定管理法人の資格)

第三条 指定管理法人の指定を受けることができる法人は、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第二条に規定する学校法人、同法第六十四条第四項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。

(業務の範囲)

第四条 指定管理法人が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 校舎その他の施設及びその敷地並びに備品その他の物件の維持保全及び改良に関すること。
- 二 生徒の入学、卒業、退学その他の処分に関すること。
- 三 組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 四 教科書以外の教材の取扱いに関すること。
- 五 生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 六 対象学校の環境衛生に関すること。
- 七 学校給食に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める業務

(指定管理法人の公募)

第五条 委員会は、第七条第一項の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理法人の指定の申請)

第六条 次条第一項の規定による指定を受けようとする者は、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

(指定管理法人の指定)

第七条 委員会は、前条の規定による申請をした者のうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第四条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理法人として指定するものとする。

一 第十条に規定する指定管理法人が行う管理に関する基本的な方針に適合するとともに、対象学校の効果的な管理が図られるものであること。

二 対象学校の管理の業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。

三 前二号に掲げるもののほか、対象学校の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定公立国際教育学校等管理法人選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理法人の指定等の公示等)

第八条 委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理法人の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。法第十二条の第三十項の規定により指定管理法人の指定を取り消し、又は期間を定めて対象学校の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

2 指定管理法人は、その名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、委員会にその旨を届け出なければならない。

3 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(協定の締結)

第九条 委員会及び指定管理法人は、指定期間の開始前に、対象学校の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定管理法人が対象学校の管理を継続することが困難となつた場合における委員会及び指定管理法人の対応に関する事項

二 対象学校において事故が発生した場合における委員会及び指定管理法人の責任分担に関する事項

三 対象学校の管理に係る経費の管理に関する事項

四 対象学校の管理に関し取得した個人情報（大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）第二条第一号に規定する個人情報という。）の保護に関する事項

五 対象学校の校長の資格に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
(管理に関する基本的な方針)

第十条 指定管理法人は、対象学校において、我が国の伝統と文化を踏まえた国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うとともに、産業の国際競争力の強化

及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与することができる人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとする。

(管理に関する基準)

第十一条 指定管理法人は、次に掲げる基準により、対象学校の管理を行わなければならない。

- 一 法令及び第九条第一項の協定を遵守し、誠実に対象学校の管理を行うこと。
- 二 対象学校に入学しようとする者及び生徒に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- 三 生徒の意思を尊重し、将来の進路を決定させること。
- 四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十一条各号及び第五十一条各号に掲げる目標を確実に達成するよう教育を実施すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、対象学校の適切な管理のために委員会が定める基準

(入学に関する手続及び基準)

第十二条 対象学校に入学しようとする者は、所定の願書に委員会が定める書類を添付して対象学校の校長に提出しなければならない。

- 2 対象学校の校長は、対象学校に入学しようとする者について、委員会が定める入学者の選抜に関する方針その他委員会が定めるところにより指定管理法人が実施する入学者の選抜に基づいて、対象学校への入学を許可するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、対象高等学校の校長は、対象中学校の生徒が対象高等学校に入学する意思があることを確認したときは、対象高等学校への入学を許可するものとする。

4 対象学校の校長は、前二項の規定により入学を許可しようとするときは、あらかじめ委員会と協議しなければならない。

(卒業に関する手続及び基準)

第十三条 対象学校の校長は、生徒が所定の教育課程を修了したと認めたときは、卒業を認定するものとする。

2 対象学校の校長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与するものとする。

(懲戒に関する手続及び基準)

第十四条 対象学校の校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し、懲戒処分として退学、停学又は訓告の処分（対象中学校にあっては、停学の処分を除く。）をすることができ。

2 対象学校の校長は、前項の懲戒処分のうち退学又は停学の処分（対象中学校にあっては、退学の処分に限る。）をしようとするときは、あらかじめ委員会と協議しなければならない。

(転学の手続及び基準)

第十五条 他の学校から対象学校に転学しようとする者は、所定の願書を対象学校の校長に提出しなければならない。

2 対象学校の校長は、前項の規定による願書の提出があった場合であって、教

育上支障がないと認めるときは、委員会が定める基準に従い、対象学校への転学を許可することができる。

3 対象学校の校長は、前項の規定により転学を許可しようとするときは、あらかじめ委員会と協議しなければならない。

(退学、休学等の手続及び基準)

第十六条 対象高等学校を退学し、若しくは休学しようとする者又は対象高等学校から外国の高等学校若しくはこれに相当する学校(以下「外国の高等学校等」という。)に留学しようとする者は、所定の願書を対象高等学校の校長に提出しなければならない。

2 対象高等学校の校長は、前項の規定による退学に係る願書の提出があつたときは、対象高等学校を退学することを許可するものとする。

3 対象高等学校の校長は、第一項の規定による休学に係る願書の提出があつた場合であつて、病気その他やむを得ない事由によるものであると認めるときは、対象高等学校を休学することを許可するものとする。

4 対象高等学校の校長は、第一項の規定による留学に係る願書の提出があつた場合であつて、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校等への留学を許可するものとする。

(その他の処分に関する手続及び基準)

第十七条 第十二条から前条までに定めるもののほか、対象学校において生徒に對してされる処分に関する手続及び基準に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

(教育課程の編成)

第十八条 対象学校の校長は、法令、文部科学大臣が公示する学習指導要領及び委員会が定める教育課程基準その他の方針に従い、対象学校の教育課程を編成するものとする。

2 対象学校の校長は、前項の規定により教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ当該教育課程について委員会の承認を得なければならない。

(報告義務)

第十九条 指定管理法人は、対象学校の管理に支障を及ぼすおそれがある事案が生じたときは、委員会が定めるところにより、委員会に報告しなければならない。

(指定管理法人の業務の実施状況等の評価)

第二十条 委員会は、指定管理法人が行う第四条各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、指定公立国際教育学校等管理法人評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、

委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第七条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第五条から第七条まで及び第八条第一項前段の規定の例により行うことができる。

3 第九条第一項の規定による協定の締結、第十二条の規定による入学に関する手続及び第十八条の規定による教育課程の編成は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

4 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第二条関係)		別表第一(第二条関係)	
一 (略)	一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 (略)	二 (略)	二 (略)	二 (略)
名称 (略)	担任する事務 (略)	名称 (略)	担任する事務 (略)
大阪府立学校 いじめ防止対 策審議会	(略)	大阪府立学校 いじめ防止対 策審議会	(略)
指定公立国際 教育学校等管 理法人選定委 員会	大阪府立水都国際中学校及 び大阪府立水都国際高等学 校における国家戦略特別区 域法(平成二十五年法律第 百七号)第十二条の三第一 項に規定する指定公立国際 教育学校等管理法人の指定 についての審査に関する事 務		
指定公立国際 教育学校等管 理法人評価委 員会	大阪府立水都国際中学校及 び大阪府立水都国際高等学 校における国家戦略特別区 域法第十二条の三第一項に 規定する指定公立国際教育 学校等管理法人の業務の実 施状況等に関する評価につ いての調査審議に関する事 務		
(略)	(略)	(略)	(略)
三・四 (略)	三・四 (略)	三・四 (略)	三・四 (略)

大阪府条例第 号

大阪府立国際会議場条例等の一部を改正する条例

(大阪府立国際会議場条例の一部改正)

第一条 大阪府立国際会議場条例(平成十一年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、知事が定める方法により、後納させることができる。</p> <p>4 第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>5 7 (略)</p>	<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 6 (略)</p>

(大阪府立体育会館条例の一部改正)

第二条 大阪府立体育会館条例(昭和六十一年大阪府条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、委員会が定める方法により、後納させることができる。</p> <p>4 第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>5 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>6 7 (略)</p>	<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 前項の承認があつたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>5 6 (略)</p>

(大阪府立門真スポーツセンター条例の一部改正)

第三条 大阪府立門真スポーツセンター条例(平成八年大阪府条例第八号)の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、委員会が定める方法により、後納させることができる。</p> <p>4 第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>5 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>6 7 (略)</p>	<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 前項の承認があつたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>5 6 (略)</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立漕艇センター条例の一部を改正する条例

大阪府立漕艇センター条例（昭和四十四年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																											
<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、委員会が定める方法により、後納させることができる。</p> <p>4 第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>5 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>6・7 (略)</p>		<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 前項の承認があつたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>																																											
<p>別表(第十一条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">備考 (略)</td> <td rowspan="2">土</td> <td rowspan="2">地</td> <td rowspan="2">一平方メートル</td> <td rowspan="2">会議室 (略)</td> <td>区分</td> <td>単位</td> <td>通常の金額</td> <td>休日等の金額</td> <td>冷暖房料</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		備考 (略)	土	地	一平方メートル	会議室 (略)	区分	単位	通常の金額	休日等の金額	冷暖房料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)											<p>別表(第十一条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">備考 (略)</td> <td rowspan="2">貸艇</td> <td rowspan="2">水道</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>区分</td> <td>単位</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		備考 (略)	貸艇	水道	(略)	区分	単位	金額	(略)	(略)	(略)							
備考 (略)	土						地	一平方メートル	会議室 (略)	区分	単位	通常の金額	休日等の金額	冷暖房料																															
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
備考 (略)	貸艇	水道	(略)	区分	単位	金額																																							
				(略)	(略)	(略)																																							

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和五十九年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、委員会が定める方法により、後納させることができる。</p> <p>4 第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならぬ。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>5 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>6 7 (略)</p> <p>別表（第十一条関係） 一―三 (略)</p> <p>四 会議室等利用料金</p> <table border="1" data-bbox="929 284 1079 783"> <tr> <td>区 分</td> <td>単 位</td> <td>通常 の金額</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小 会 議 室 (略)</td> <td>一 日</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>フリースペース</td> <td>一 日</td> <td>一四、五〇〇</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (略) 五・六 (略)</p>	区 分	単 位	通常 の金額	(略)	小 会 議 室 (略)	一 日	(略)	(略)	フリースペース	一 日	一四、五〇〇	(略)	<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならぬ。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 前項の承認があつたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>5 6 (略)</p> <p>別表（第十一条関係） 一―三 (略)</p> <p>四 会議室利用料金</p> <table border="1" data-bbox="929 866 1079 1366"> <tr> <td>区 分</td> <td>単 位</td> <td>通常 の金額</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小 会 議 室 (略)</td> <td>一 日</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>フリースペース</td> <td>一 日</td> <td>一四、五〇〇</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (略) 五・六 (略)</p>	区 分	単 位	通常 の金額	(略)	小 会 議 室 (略)	一 日	(略)	(略)	フリースペース	一 日	一四、五〇〇	(略)
区 分	単 位	通常 の金額	(略)																						
小 会 議 室 (略)	一 日	(略)	(略)																						
フリースペース	一 日	一四、五〇〇	(略)																						
区 分	単 位	通常 の金額	(略)																						
小 会 議 室 (略)	一 日	(略)	(略)																						
フリースペース	一 日	一四、五〇〇	(略)																						

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一七、七〇一人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一〇、一八七人</p> <p>三 高等学校 一四人</p>	<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一七、七三五人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一〇、〇九二人</p> <p>三 高等学校 二〇人</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二十二條（略） 一 高等学校 八、六九七人 二 特別支援学校 五、四八九人	第二十二條（略） 一 高等学校 八、九九〇人 二 特別支援学校 五、四四一人

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。